第二十七条第一項、第二項及び第三項の表	第二十四条	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十七条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第二十四条
第二十七条第一項及び第二項	第一次追加項目	第三十四条第三項において読み替えられた変分第一次追加項
第二十八条第一項	追加事業報酬の額	追加事業報酬の変動額
第二十八条第一項及び第二項	第二次追加項目	第三十四条第三項において読み替えられた変分第二次追加項目
第二十八条	第二十四条	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十七条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第二十四条
第三十条第二号	含む。	含み、額が変動する場合に限る。）の変動額
第三十二条第一項、第六項及び第七項	料金収入	料金収入の変動分